

保育の優先利用基準(見直し案)

一の保育所等の受入児童数を超える保護者からの利用の申請があったときは、当該保育所等を利用する児童を決定するための選考を実施する。選考方法は、下記のランク区分のAからFの順に決定するものとし、ランク区分が同じ場合は、基準点及び調整点の合計点が高い順に決定するものとする。

別表1 (3条関係)

ランク区分及び基準点表

Table with columns: 類型, 保護者の状況, ランク区分, 基準点. Rows include categories like 1 就労, 2 妊娠・出産, 3 疾病・負傷, 4 介護・看護, 5 災害復旧, 6 求職活動中, 7 就学等, 8 虐待・DV, 9 育児休業中の転園, 10 その他.

備考

- 1 世帯内の全ての保護者のランク区分及び基準点を判定し、各保護者のランク区分及び基準点異なる場合は、最も低いものを採用する。
2 勤務時間については、原則として拘束時間(休憩を含む労働時間)とする。
3 勤務時間が拘束時間とされない勤務形態(契約外交員・ポスティングなど)の居宅外での就労は、類型1②の内職を適用する。
4 就労時間については、原則として勤務時間に移動時間(保育所等と職場間の移動に要する時間として1日1時間)を加えたものとする。
5 利用開始希望月からの就労が確定又は内定している場合は、類型1を準用する。
6 障がい児の保育の利用については、この基準に定めるもののほか、「鋼路市障がい児保育事業実施要綱」によるものとする。

調整点表

Table with columns: 類型, 状況, 調整点. Rows include categories like a ひとり親世帯, b 単身赴任家庭, c 兄弟姉妹入所, d 療育児童, e 親の就労支援, f 転園, g 生活保護世帯, h 生計中心者の失業, i 地域型保育, j 多子世帯, k 幼児教育・保育等業務従事者, l 夜間就労等, m 祖父母の状況.

備考

- 1 同時に複数の類型に該当する場合は、該当する類型の全ての調整点の合計点を世帯の調整点とする。
2 同一世帯からの保育の利用希望児童が2人以上あった場合は、各児童の調整点のうち最も高いものを世帯の調整点とする。